

平成20年第5回辰野町議会定例会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成20年8月26日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成20年9月2日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名

1番	中村守夫	2番	矢ヶ崎紀男
3番	永原良子	4番	前田親人
5番	宇治徳庚	6番	宮下敏夫
7番	成瀬恵津子	8番	船木善司
9番	三堀善業	10番	中谷道文
11番	岩田清	12番	山岸忠幸
13番	根橋俊夫	14番	篠平良平

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 平成19年度辰野町一般会計決算
- 日程第4 議案第2号 平成19年度辰野町上水道事業会計決算
- 日程第5 議案第3号 平成19年度辰野町簡易水道特別会計決算
- 日程第6 議案第4号 平成19年度辰野町小野簡易水道特別会計決算
- 日程第7 議案第5号 平成19年度辰野町公共下水道特別会計決算
- 日程第8 議案第6号 平成19年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算
- 日程第9 議案第7号 平成19年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算
- 日程第10 議案第8号 平成19年度辰野町国民健康保険特別会計決算
- 日程第11 議案第9号 平成19年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計決算
- 日程第12 議案第10号 平成19年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計決算
- 日程第13 議案第11号 平成19年度辰野町老人保健医療特別会計決算
- 日程第14 議案第12号 平成19年度町立辰野総合病院事業会計決算
- 日程第15 議案第13号 平成19年度辰野町介護老人保健施設特別会計決算
- 日程第16 議案第14号 平成19年度辰野町有線放送特別会計決算

- 日程第17 議案第15号 平成19年度辰野町介護保険特別会計決算
- 日程第18 議案第16号 専決処分の承認を求めることについて
専決第1号 平成20年度辰野町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第17号 辰野町保健福祉推進委員会条例の制定について
- 日程第20 議案第18号 辰野町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第19号 辰野町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第20号 辰野町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第21号 辰野町商工業振興基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第22号 辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第23号 損害賠償訴訟に伴う和解金（見舞金）の決定について
- 日程第26 議案第24号 平成20年度辰野町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第27 議案第25号 平成20年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第26号 平成20年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第27号 平成20年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第28号 平成20年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第29号 平成20年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第30号 平成20年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第31号 平成20年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第32号 辰野町土地開発公社定款の変更について
- 日程第35 議案第33号 辰野町教育委員会委員の任命について
- 日程第36 議案第34号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第37 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告事項
報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成19年度財政指標等の報告について

日程第38 請願・陳情について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克彦	副町長	赤羽 八洲男
教育長	古村 仁士	代表監査委員	小野 眞一
総務課長	平泉 栄一	まちづくり政策課長	小沢 辰一
住民税務課長	野沢 修一	保健福祉課長	井口 敬子
産業振興課長	松尾 一利	建設水道課長	根橋 正美
会計管理者	加島 範久	教育次長	白鳥 義政
病院事務長	荻原 憲夫	福寿苑事務長	金子 文武
開発公社常務理事	竹淵 光雄	消防署長	丸山 均
両小野国保病院 事務長	増沢 秀行	社会福祉協議会 事務局長	林 龍太郎

8. 地方自治法第123号第1項の規定による書記

議会事務局長	桑沢 高秋
議会事務局庶務係長	飯沢 誠

9. 地方自治法第123号第2項の規定による署名議員

議席 第6番	宮下 敏夫
議席 第7番	成瀬 恵津子

10. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。(一同起立)礼。(一同礼)

○議長

おはようございます。定足数に達しておりますので、これより平成20年第5回辰野町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが、文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめ

めお手元に配布したとおりであります。第5回定例会招集にあたり町長より挨拶をうけます。

○町 長

おはようございます。ここに平成20年第5回辰野町議会定例会を招集いたしましたところ、時節柄大変ご多用のところご出席賜り感謝申し上げます。昨晚の福田首相の辞意表明は、混迷する政治及び経済に拍車を掛けるものとして大変重く捉えていかなければならない心配をいたしてるところであります。ややもいたしますと、対話とそして聞く耳の一時的な敗北とも心配され、今後の政治のあり用も大変に問題になってこようかとこんなようにも感じているところであります。さて8月には「北京オリンピック」が開催され、世界のトップアスリートによる競技が展開され私たちの想像を超えるようなすばらしい記録が続出した大会でした。開催国の中国や韓国、日本のそれぞれの活躍によりまして言わば「アジアの大会」とも言われ、日本選手団の活躍は大きな感動を与えてくれました。勝者も敗者も全力で競技する姿にスポーツの素晴らしさを改めて認識したところでございます。さて今年は、盆明けから急に涼しくなり過ごしやすい気候とはなっておりまして、秋の収穫期を控えこのまま台風などによる災害のない、平穏な町であって欲しと望んでおります。「全国の防災週間」に合わせまして8月31日には、各区を主体といたしまして自主的な計画に基づき全町的に「辰野町地震総合防災訓練」を各所、各区単位で行っていただいたところでもあります。町内15区におきまして、おかげさまで「自主防災組織」が立ち上がりました。日頃から災害に対します「備え」の実践をいただいているところでもあります。地震発生の懸念や局地的な豪雨による被害の発生など、安心・安全と言った価値がこれまでになく社会の中で認識され、更に重要視されるようになってきておる今日であります。町では今年の3月に民間4名の皆様によりまして無償ボランティアの協力をいただき、家庭保存型の「防災ハンドブック」を作成し、全戸配布をしたところでもあります。自然災害などからの安全・安心を得るためにも、自助・共助・公助の連携が重要であり、防災ハンドブックの活用を切に願うところでございます。今年度の大きな事業につきましては、今村介護予防センターの建設工事、町営住宅平出団地建設事業、下辰野地区下水道工事の進捗などが進んでおるところでございます。今後、小中学校の第2次耐震診断を実施して、国の有利な補助制度を活用しながらも耐震工事を推進していく予定であります。また、辰野病院の

改革プランの策定につきましては9月から住民説明会なども開催し、町民意見も含めお聴きをし、改革プランに反映していく計画ではおります。しかし数字的には大変厳しいものと予想をしているところであります。病院の新築移転を含め議員各位のご理解、ご協力を更にお願いを申し上げます。国は8月の月例経済報告で、景気が後退局面に入った可能性があるとの見方を示してまいりました。日銀も短観、長観などでエネルギー原材料価格高などで海外での生産や輸出が鈍化していることなどを背景に「景気は停滞している」と10年ぶりの下方修正をしたところでございます。長野県内の主要企業の2008年下半期の景気予測につきましても企業の83%が「下降・低迷」と不況感を示しておるところであります。辰野町の産業振興につきましても先行きは厳しいと認識をいたしております。町では、今回の原材料及び原油高騰に対しまして商工振興資金に対しまして基金を増額いたしまして、融資枠の拡大を図ってまいりながら、国における対策強化を強く求めていくものでございます。

さて決算議会と言われております今定例会に提案いたします議案は、平成19年度辰野町一般会計を始め、議案第15号まで各特別会計決算の認定をお願いするものであります。一般会計の決算額は歳入で81億8,197万2,000円、歳出で79億5,321万9,000円となり、実質収支は2億2,875万3,000円の黒字決算となりました。実質公債費比率などの主要な財政指標も改善の方向にあり、厳しい財政状況下にあっても健全財政を堅持することができました。ひとえに皆様方のご理解とご協力のおかげと感謝を申し上げます。これからも健全財政化に向け、より一層行財政改革を町としては取り組んでいく覚悟でございます。その他「辰野町保健福祉推進委員会条例」の制定1件、条例の一部改正5件、損害賠償訴訟に伴う和解金の決定1件、平成20年度補正予算案9件、辰野町土地開発公社定款の変更1件、人事案件2件の合計34議案であります。また「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく報告もいたしたいと思っております。提案時、それぞれご説明申し上げますので、原案可決くださいますようお願いを申し上げ、第5回定例会招集にあたってのご挨拶といたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議席6番宮下敏夫議員、

議席 7 番成瀬恵津子議員を指名いたします。日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における審議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（成瀬）

皆さんおはようございます。去る 8 月 26 日議会運営委員会を開催し、平成 20 年第 5 回辰野町議会 9 月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

8 月 26 日辰野町告示、第 36 号によって辰野町長より 9 月定例会を 9 月 2 日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと 9 月定例会の会期並びに審議日程など、議事運営について慎重に協議を行い、全員一致して決定いたしました。会期日程案、並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたしますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます。議会運営委員長の報告といたします。

○議 長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程案、朗読）

○議 長

お諮りします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり、決めるにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から 9 月 18 日までの 17 日間と決定いたしました。日程第 3、議案第 1 号平成 19 年度辰野町一般会計決算から、日程第 17、議案第 15 号平成 19 年度辰野町介護保険特別会計決算迄の 15 件を一括議題といたします。提案者より各会計決算についての報告を求めます。

○町 長

議案第 1 号平成 19 年度辰野町一般会計決算から、議案第 15 号平成 19 年度辰野町介護保険特別会計決算までの提案説明を一括で申し上げたいと思います。一般会計及び特別会計の決算は、地方自治法の定めるところによりまして、歳入歳出予算の執行の実績に基づき、会計管理者がこれを調製することになっております。今議会で

は、平成19年度の歳入歳出予算に対しての決算の状況を明らかにし、予算の執行の適否を審査していただくことにより、執行機関の事務の公正を確保するものであります。決算及び付属書類につきましては、監査委員の意見を付して議会へ提出し認定を受けるものでありますので、原案認定くださいますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。なお決算の概要につきましては、会計管理者に説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○会計管理者

それでは平成19年度辰野町一般会計及び各特別会計の決算を提案するにあたり、その概要についてご説明申し上げます。平成19年度も依然として厳しい行財政の中にありましたが、国から公表基準が示された実質公債費比率など財政指標を改善し、健全なる財政維持のための行財政改革をさらに進め、限られた財源の有効活用や経常経費の節減に努め、予算を執行してまいりました。一般会計決算総額は歳入で81億8,197万2,000円、歳出79億5,321万9,000円となり翌年度繰越額は2億2,875万3,000円となりました。基金につきましては、財政調整基金など合計1億2,167万円を積立てました。また基金の繰入は、ふるさと基金など合計3,795万4,000円を取り崩し、土地開発基金を含む基金総額は27億3,707万8,000円となりました。歳入では、町税全般で前年に対し15.0%増の29億6,671万8,000円となりました。地方交付税については総額21億2,591万3,000円となり、前年度に比較して2億3,661万1,000円の減となりました。町債は5億6,100万円で災害復旧に係わる事業減により前年度と比較して7,980万円の減となりました。歳出について主な事業を申し上げます。議会費は、議員報酬ほか議会運営に要した経費であります。総務費では、防災ハンドブック家庭保存版作成、自主防災組織資機材整備、辰野公園アクアハウス修繕、たつのパークホテルの年賦金事業などを実施しました。選挙費では、県議会議員、辰野町議会議員、参議院議員選挙などを実施しました。民生費では、福祉活動費、各種扶助費などのほか、町社協負担金、養護・特別養護老人ホームなどの建設償還金負担金、介護保険会計への繰出金、公費給付費の老人保健医療特別会計への繰出金、保育園運営費などのほか、新たに灯油購入補助を実施いたしました。衛生費では、インフルエンザをはじめ各種の予防接種や検診、辰野総合病院、両小野国保病院、福寿苑への出資金、負担金、繰出金などのほか、水道費として上水、簡水等の起債償還の繰出金また、塵芥処理費として各種処理費や負担金な

どです。農林水産業費では町単土地改良事業のほか、国庫補助土地改良事業として、元気な地域づくり交付金事業を、また負担金事業として中山間地域総合整備事業を、小野では地籍調査事業を推進してまいりました。商工費では、中小企業振興資金の融資の保証及び利子補給をはじめ、各種事業への補助金負担金等により引き続き商工業の振興に努めてまいりました。土木費では道路維持、赤羽中山交差点など改良工事、舗装工事等を実施したほか、城前橋架け替え工事も進捗いたしました。消防費では、常備消防費の伊那消防組合本部負担金、辰野消防署負担金が主なもので、消防施設費では、地域防災力の向上を図ってまいりました。教育費では、小中学校の施設補修をはじめ教育環境の整備に努めてまいりました。また、社会教育施設の管理運営などを通じて生涯学習の機会の提供や家庭教育の振興を図ってまいりました。災害復旧費は、18年の停滞前線による豪雨大災害箇所のうち19年度に繰り越された事業及び現年災害復旧に努めてまいりました。公債費は、起債の元金・利子の償還金であります。

次に、特別会計の主な事業を申し上げます。上水道事業会計については、公共下水道事業に伴う配給水管の改良工事がおおむね終了したため、石綿管の布設替え工事、ポンプ取り替え工事、高畑第2水源掘削築造工事などを実施し、水道水の安定供給に努めてまいりました。簡易水道特別会計及び小野簡易水道特別会計では、水質管理の徹底と、水源施設の維持管理に努めてまいりました。公共下水道特別会計については、下辰野駅前地区の管梁工事を実施し、供用開始区域の拡大を図るとともに、宅内接続の普及に努めてまいりました。特定環境保全公共下水道特別会計及び農業集落排水処理施設特別会計では、各施設の水質管理や維持管理に努めてまいりました。国民健康保険特別会計については、地域医療の確保と住民の健康増進に努めてまいりました。しかしながら急速な高齢社会の進展や、医療技術の高度化による医療費の変動は著しく、厳しい運営状況にあります。第一診療所特別会計は、一日減の週2回、川島診療所特別会計は、週2回それぞれ診療と往診を行ってまいりました。老人保健医療特別会計では制度上、受給対象者が減となりました。また支払基金からの収入が年度を越すため、不足する歳入は繰上充用で補填いたしました。町立辰野総合病院事業会計については、診療報酬の引き下げや、常勤医師の減により入院、外来とも患者数が減となりました。医業費用につきましても節減に努めましたが、赤字決算となりました。介護老人保健施設特別会計につきましては、

年々施設基準や介護報酬の見直しにより厳しい運営を余儀なくされています。有線放送特別会計につきましては、老朽化した施設の保守管理、有効活用を図るとともに、ほたるチャンネル放送の充実にも努力してまいりました。介護保険特別会計につきましては、40歳以上の人から納めていただく介護保険料と公費で支えあう制度であり、訪問介護など在宅サービスや介護老人保健施設など施設サービスを提供してまいりました。

以上のとおり、一般会計と12の特別会計と2つの企業会計の合わせて15会計であります。平成19年度に計画いたしました数々の事業がおおむね完成することができました。これもひとえに町議会を始め町民各位のご理解とご協力の賜物と、心から敬意と感謝を申し上げ概要説明といたします。細部につきましては『別冊決算説明資料』をご覧ください、内容ご審議の上、認定下さいますようお願い申し上げます。以上であります。

○議 長

続いて決算審査の結果について、小野代表監査委員より報告を求めます。

○小野代表監査委員

決算審査の結果につきまして報告いたします。お手元の『平成19年度辰野町一般会計及び特別会計決算並びに健全化判断比率の審査意見について』をご覧ください。審査につきましては、平成20年8月1日、5日、7日、8日に役場第2会議室において、平成19年度の一般会計及び特別会計12会計の歳入歳出決算、並びに地方自治法施行令第166条第2項に定める書類について、関係担当者から説明を受け、例月出納検査及び定期監査の結果をも照合し、併せて検討を加えました。また、後ほど報告事項として予定されておりますが、本年度から初めて地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを8月11日に審査しました。それでは順を追って審査意見を申し上げます。2ページの表1をご覧ください。平成19年度の一般会計及び特別会計の総決算額は、歳入総額154億2,671万3,000円、歳出総額150億6,510万5,000円、前年対比で歳入では3.6%、歳出では4.3%とそれぞれ増額となり決算規模は6年ぶりに増加となりました。一般会計決算額は歳入総額81億8,197万2,000円、歳出総額79億5,321万9,000円で、実質収支額は2億2,875万3,000円の黒字決算であります。これに12特別会計を加えての実質収支は、3億6,160万

8,000 円の黒字決算となっております。3 ページ表 2 をお願いいたします。一般会計の歳入状況は、歳入全体に占める割合の多い町税は、税源移譲により前年に対し 15.0%、3 億 8,685 万 6,000 円増加しましたが、地方交付税は昨年引き続き 10.0% 2 億 3,661 万 1,000 円、地方譲与税も 55.2%、1 億 7,484 万 1,000 円減少しております。5 ページ表 4 をお願いいたします。まず町税のうち主なもので、町民税は前年に対し 23.2%、2 億 4,650 万 7,000 円、固定資産税は企業進出の影響により 10.2%、1 億 2,651 万円の増額となり、入湯税が減額となった以外は全て増額となりました。戻りまして 3 ページ表 2 をお願いいたします。地方交付税は、21 億 2,591 万 3,000 円で、6 年連続の減額となっております。6 ページの表 5 をお願いいたします。現年度課税分の収入額が 29 億 4,830 万 9,000 円で、前年度比 15.3%、3 億 9,063 万 2,000 円と増となりました。収納率は 98.7% で前年と同率であります。町税全体の収入未済額は 1 億 4,023 万 7,000 円で、前年より 837 万 4,000 円の増となっております。町税等の滞納整理については、滞納繰越分の収納率が 14.0% で前年より 3.4 ポイント下回っております。自主財源確保と税の公平性の見地から、今後も引き続き最善の努力をお願いするものであります。7 ページ表 6 をご覧ください。次に予算の執行状況であります。予算額 81 億 6,013 万 9,000 円に対し、支出額 79 億 5,321 万 9,000 円で、執行率 97.5% となっており、歳出総額では前年度を 5.8%、4 億 3,940 万 9,000 円上回っております。前年に比べ歳出が上回ったのは、繰越分の災害復旧費等が影響しています。職員の意識改革も徐々に進み、行政評価に基づく進行管理や協働のまちづくりの推進が浸透しつつあり、経費の節減が図られたと考えます。このため、実質収支では翌年度へ 2 億 2,875 万 3,000 円の繰越しができました。12 ページをお願いいたします。次に一般会計の基金であります。土地開発基金等いくつかの基金で 3,795 万 4,000 円の取り崩しをしたものの、新設の道路建設基金に 6,495 万 6,000 円、町営住宅整備基金に 1,156 万 4,000 円、財政調整基金に 4,000 万円等、合計 1 億 2,167 万円の積立てができ一般会計の基金残高は 27 億 3,707 万 8,000 円、特別会計を含む基金残高は 36 億 8,459 万 6,000 円となりました。なお審査に付された書類、その他関係帳簿の計数は正確であり、各基金は設置の目的に沿って適正に運用されたものと認めました。14 ページの表 12 をお願いいたします。また主要財務指標のうち経常収支比率は、87.9% で前年より 8.0% 上がりました。これは下水道の繰出金を従来は臨時的経費として算定していましたが、

経常経費に変更したためであります。このため、一気に財政の硬直化が進んだということではありませんが、なお一層の経常経費の抑制に留意をされたい。財政力指数は0.544となり前年より0.026好転しています。戻って2ページの表1をお願いいたします。続いて特別会計であります。国民健康保険特別会計ほか11会計の歳入総額は、72億4,474万1,000円、歳出総額71億1,188万6,000円、実質収支1億3,285万5,000円の黒字決算であり、各会計とも特に問題とする指摘もなく適正でありました。また、それぞれの特別会計における事業目的を達成するためには、安易に一般会計からの繰入金に頼ることのないよう、中長期的な事業計画のもとに確実な財源確保等、経費の削減を望むところであります。19ページをお願いいたします。冒頭申し上げましたように、19年度決算から初めて「財政健全化判断比率」とその基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか審査をいたしました。いずれも適正に作成されているものと認めました。健全化判断比率はまだ暫定値ですが、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」とともに黒字になっており問題ありません。「実質公債費比率」は20.7%で前年に比べ2.4%改善されました。しかし、依然として高い比率であるため、さらに改善に向けた努力をされたい。「将来負担比率」は102.9%となっています。早期健全化基準が350.0%からとすれば健全の範囲内と考えられます。

お手元の『平成19年度辰野町公営企業会計決算及び経営健全化の審査意見について』をご覧ください。次に平成19年度公営企業会計決算についてであります。8月5日及び8日役場第2会議室において、辰野町上水道事業会計及び町立辰野総合病院事業会計を審査いたしました。また、8月11日には財政健全化法による「資金不足比率」とその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか審査しました。それでは審査意見を申し上げます。2ページをご覧ください。上水道事業会計においては、収入の主なものが給水収益であり、給水人口が減る状況では収入増が大きく望めない中、支出面において経費の節減に努力したことから、昨年に引き続き経常利益が1,699万3,000円となりました。また、水道使用料金の収納確保については、コンビニ納入を導入したり、特に悪質と思われる者については給水停止などの法的措置もとって、公平性の確保と経営安定に努めているところから、水道使用料の未収金は昨年に引き続き大幅に減少したことは評価できます。なお一層の努力をされたい。上水道事業の運営は施設の老朽化などで依然として厳しい経

営状況にあります。公営企業としての基本原則である経済性を発揮し、経常経費の節減、施設の効率的な運営、建設コスト縮減など、安全で美味しい水を安価で供給するために、さらなる経営の健全化に向けた努力を望むものであります。7ページをお願いいたします。次に町立辰野町総合病院事業について申し上げます。平成19年度の決算は、外科医1名、小児科医1名の減により入院患者数が前年度と比べて3,323人の減、外来患者数も1万1,625人と前年度にかたて加えて大幅に減少しています。10ページの損益計算書をご覧ください。このため、収益では入院で前年対比9,370万7,000円の減、外来でも5,793万7,000円の減となっています。この結果1億3,721万9,000円の当年度純損失が生じ、前年度繰越欠損金を含めた当年度未処理欠損金は5億1,369万円となり、赤字と医師不足の二重苦に直面しております。このため医師確保が最重要課題であり、あらゆる手を尽くし医師確保に向けた様々な取り組みをされたい。医療を取り巻く環境はますます厳しくなり、特に自治体病院の経営は一層厳しくなっています。このような状況下で、平成20年度中に策定する公立病院改革プランや新病院建設については大変な困難が予想されます。国の医療政策の動向を見極め、町財政の見通しを十分検討し、住民への情報開示を積極的に進めながら、中核病院としての特徴を活かした連携も模索するなどし、質の高い医療と患者サービスの向上を図れるために慎重に対応されたい。また、経営改善については、経費節減はもとより全職員の経営意識の向上と、一人ひとりが誠意をもった医療サービスに徹し、地域住民から親しまれ信頼される伊北地域の基幹病院としての役割を十分果たせるよう望むところであります。未収金については、医業未収金は改善の方向がみられますが、毎日の窓口請求で未収金を発生させないことが重要であります。入院・外来とも関係各部署が連携をとり、徴収体制の工夫をするなど窓口職員のみならず職員一丸となって未収金防止に努力をされたい。14ページをご覧ください。次に公営企業の資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見を申し上げます。いずれも適正に作成されているものと認められました。資金不足比率は法適用企業も法非適用会計とも黒字となっているため問題ありませんでした。以上平成19年度一般会計ほか各会計の決算は、決算書及び諸帳簿、証拠書類について精査し、慎重審査を行いました。収支の計数に誤りもなく、証拠書類も整備され、会計経理は正確と認め意見といたします。

○議 長

ここで各会計の決算について質疑を行います、委員会に付託する関係もござい
ますので、総体的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結します。お諮りいたします。本、決算関係議案につきましては、会議
規則第37条の規定により、各常任委員会に分割付託したいと思いますが、ご異議あ
りませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって総務産業建設常任委員会に対し、議案第1号、平成
19年度辰野町一般会計決算の歳入全部、歳出の内 1. 議会費、2. 総務費、4.
衛生費の内水道費、6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、
11. 災害復旧費、12. 公債費、14. 予備費、議案第2号、平成19年度辰野町上水道
事業会計決算、議案第3号、平成19年度辰野町簡易水道特別会計決算、議案第4号、
平成19年度辰野町小野簡易水道特別会計決算、議案第5号、平成19年度辰野町公共
下水道特別会計決算、議案第6号、平成19年度辰野町特定環境保全公共下水道特別
会計決算、議案第7号、平成19年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算、議
案第14号、平成19年度辰野町有線放送特別会計決算認定の件。社会福祉教育常任委
員会に対し、議案第1号、平成19年度辰野町一般会計決算の歳出の内、3. 民生費、
4. 衛生費(水道費を除く) 10. 教育費、議案第8号、平成19年度辰野町国民健康
保険特別会計決算、議案第9号、平成19年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会
計決算、議案第10号、平成19年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計決算、議
案第11号、平成19年度辰野町老人保健医療特別会計決算、議案第12号、平成19年度
町立辰野総合病院事業会計決算、議案第13号、平成19年度辰野町介護老人保健施設
特別会計決算、議案第15号、平成19年度辰野町介護保険特別会計決算認定の件、以
上を各常任委員会に付託することに決しました。日程第18、議案第16号専決処分の
承認を求めることについて、専決第1号、平成20年度辰野町一般会計補正予算(第
3号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは議案第16号、専決第1号を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。この補正予算は、地域活動支援センターの増設工事に係わる専決補正予算であります。その補正総額は2,300万円の追加であり、予算総額は72億6,678万6,000円となりました。歳入につきましては、県補助金及び繰越金の増額補正であります。歳出につきましては、委託料、工事請負費であります。以上、補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて担当課長より説明いたさせますので、ご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。以上であります。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第16号、専決処分の承認を求めることについて、専決第1号、平成20年度辰野町一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり承認することに決しました。日程第19、議案第17号辰野町保健福祉推進委員会条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第17号、辰野町保健福祉推進委員会設置条例の制定を提案するにあたりまして、提案理由をご説明申し上げます。町の保健福祉事業は大きく分けまして、社会福祉、高齢者福祉、保健福祉の3部門となります。今まではいくつかの委員会が個別に活動しておりましたが、保健福祉事業を総合的に審議していただく保健福祉推進委員会を立ち上げることになり、辰野町保健福祉推進委員会設置要綱を制定いたしました。重要な委員会でもありますので、要綱を廃止し条例を制定したい、とするものであります。全体の委員会の他、社会福祉専門部会、高齢者専門部会、保健専門部会の3つの専門部会を置き、保健福祉事業を審議していただくものでございます。以上提案理由を申し上げますので、ご審議の上、原案可決いただきます。

すようよろしくお願い申し上げます。

○議長

ここで、質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結します。お諮りいたします。議案第17号については、会議規則第37条の規定により社会福祉教育常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第17号については、社会福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第20、議案第18号辰野町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第18号、辰野町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人、公益財団法人の認定等に関する法律の整備によりまして、地方自治法が改正されたことに伴いまして今回改正をお願いするものでございます。内容につきましては、第2条第2号中それから同条第3号中につきましては、代表者の欠けた場合の規定でございます。それから同条第4号中につきましては、解散に伴う清算人の規定でございます。それから第6条第4号、並びに第8条第1項、第2項中の「事務所」を、「主たる事務所」に変更、改めるものでございます。第11条第1項第2号につきましては、地縁団体の解散の事由につきまして定めたものでございまして、自治法の改正を受けて改正するものであります。以上提案理由を申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第18号辰野町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。日程第21、議案第19号辰野町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第19号辰野町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。今回地方自治法に規定いたします、議員の報酬支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離すること、ということで報酬の名称を「議員報酬」に改めることとなりましたので、関係条例の整備をするものでございます。条例第1条の見出しを含む、それから第2条の前の見出し、それから同条第3条及び第5条第3項中の「報酬」を「議員報酬」に改めるものでございます。また附則の中でこの条例は公布の日から施行いたしますが、平成20年9月1日から適用するというので、政令で定められましたので適用いたします。それから辰野町特別職の報酬で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、これにつきましては第1条中「議会議員を除く。」という部分を削除するものでございます。それから第3といたしまして、辰野町特別職報酬等審議会条例の一部改正で第2条中、「報酬」を「議員報酬」に改めるものでございます。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第19号辰野町議会議員の報酬及び費用

弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。日程第22、議案第20号辰野町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第20号辰野町使用料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。指定管理者から提案を受けて検討をいたしました結果、湯にいくセンターの使用料につきまして他の類似施設との均衡を図り、指定管理者による管理運營業務を効率的に行わせるため、辰野町使用料条例の一部を改正したいとするものであります。辰野町使用料条例の別表中、湯にいくセンターの開館時間は現在、朝6時から9時、1時間空きまして日中は10時から6時。夜間が午後6時から9時に分かれておりまして、料金も朝、夜間は上限を350円。日中は500円となっているわけでございます。開館時間を朝7時から夜9時まで終日とおして営業することとして、料金の上限を一律500円にしたいとするものでございます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

ここで、質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結します。お諮り致します。議案第20号については、会議規則第37条の規定により総務産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第20号については、総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。日程第23、議案第21号辰野町商工業振興基金条例の

一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長

議案第21号、辰野町商工業振興基金条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を申し上げます。現在、原材料、原油高騰対策といたしましてこの基金を増額することによりまして、町の融資幹旋枠の拡大を図りたいために条例の一部を改正をしたいものでございます。条例第2条中、融資枠の上限が「3億円以内」となっておりますものを「3億3,000万円以内」に改めたいというものでございます。以上提案理由を申し上げましたので、ご審議の上、原案可決されますようお願いをいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○船木（8番）

「3億」を「3億3,000万」というと1割増ということなんですけれども、この1割増という根拠と言いますか、1割の妥当性、どのようなところから見いだしてきたのかお願いいたします。

○産業振興課長

説明を申します。預託金の部分でございまして、現在、市中金融機関が約預託金の4倍、それから商工中金が2.5倍の融資枠を持っております。それと平成17年度末の預託金残高が3億600万円ほどになっておりますので、この部分についても解消をしていきたいということで、ご提案申し上げましたのでよろしくお願いいたします。

○議長

よろしいですか。

○船木（8番）

いいです。

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第21号辰野町商工業振興基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。日程第24、議案第22号辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○消防署長

議案第22号辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する提案理由の説明を申し上げます。今回の政策金融改革については平成17年より議論が重ねられ、現在8つある政策金融機関の内、2機関は完全民営化、1機関は廃止、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行の5つの機関はそれぞれ業務を縮小した上で、新しい政策金融機関に統合することになりました。新機関は平成20年10月に、株式会社日本政策金融公庫として発足します。今回の改正は平成19年5月に株式会社日本政策金融公庫法が成立し、本年10月から国民生活金融公庫が日本生活金融公庫となるに伴い、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律によって、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部の改正が必要となります。改正の対象になる箇所は、第3条第2項、但し書きに相当する部分の「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に変更するものであります。以上議案第22号の提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第22号辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。日程第25、議案第23号損害賠償訴訟に伴う和解金（見舞金）の決定についてを議題とい

たします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第23号損害賠償訴訟に伴う和解金（見舞金）の決定についての提案理由を申し上げます。東京高等裁判所第15民事部係属平成19年損害賠償請求控訴事件において、和解による見舞金を次のとおり決定するものであります。1、支払額50万円。2、相手方、箕輪町東箕輪、竹入平治他2名であります。本件の概要であります。平成11年インターフェロン投与によるC型肝炎患者の治療をしていた患者さんであります。残念ながら平成12年に自殺をなさいました。このことは病院側の副作用等の説明不足があるものではないかという訴訟であります。5,700万余の損害賠償請求がされたものであります。訴えは平成16年に起こされたものであります。一審判決は平成19年4月原告請求の棄却、いわゆる損害賠償義務が存在しないということが確認されたものであります。原告はこれを不服として、控訴し現在係争中であります。今回双方とも、町側が50万円の未払金を支払うということで和解することとなりました。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより、議案第23号損害賠償訴訟に伴う和解金（見舞金）の額の決定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。日程第26、議案第24号平成20年度辰野町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは議案第24号、平成20年度辰野町一般会計補正予算（第4号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、パークホテル風呂機械設備修理、町道改良事業、小中学校耐震診断、老朽化による町民体育館給水管

の改修工事などの補正予算であります。この補正総額は5,491万円の追加であり、予算総額は73億2,169万6,000円となりました。その概要を申し上げますと歳入につきましても、国・県支出金、繰越金、諸収入、地方債等の増額補正であります。歳出につきましては、総務費でパークホテル風呂機械設備修繕費、厨房機器購入費等の補正であります。民生費では、小野介護予防センターの機器修繕費等の補正であります。衛生費では、不妊治療に対する補助金の補正であります。農林水産業費では、国営造成施設管理体制整備促進事業の補助金、頭首工台帳の整備費、地籍調査関係では、地籍図の作成等に要する経費の補正であります。また、林業費では、森林税を財源とした県の補助金を活用し、森林づくり等進める地域への補助金の補正であります。商工費では、パークラインの整備等に要する経費の補正であります。土木費では、赤羽地区の道路改良に要する経費、県施行事業に要する負担金の補正であります。教育費では、教育委員会費において地域住民による学校支援体制確立に向けた経費並びに西小、東小及び辰野中学校校舎の耐震診断委託料を、小学校費では音楽備品の購入費、臨時職員の賃金、社会教育費では、児童クラブ委託料の増額、保健体育費では、町民体育館の給水管の改修工事費の補正であります。災害復旧費では、6月の大雨による町道14号線ほか2箇所の復旧工事の補正であります。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて各課長より説明いたさせますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げまして提案説明といたします。以上です。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。只今より暫時休憩といたします。

休憩時間 11時 10分

再開時間 11時 25分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。日程第27、議案第25号平成20年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第25号平成20年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）について提案理

由を説明申し上げます。まず1ページをご覧ください。収益的収入及び支出を補正するもので、収入は第1款水道事業収益600万円を追加、3億6,312万1,000円としました。内訳は営業収益で550万円を追加、3億4,983万8,000円。営業外収益で50万円を加え1,328万3,000円としました。支出は第1款水道事業費用で600万円を追加、3億6,312万1,000円とし内訳は営業費用で600万円増額し、3億165万6,000円としました。4ページ補正予算説明書をご覧くださいと思います。収益的収入では給水収益として、水道使用料を550万円を追加、受け取り利息及び配当金として預金利子を50万円追加しました。続いて5ページをご覧くださいと思います。支出ですが、排水及び給水費で委託料を600万円増額しました。これは湯舟及び井出の清水配水池のPCタンクの耐震診断を実施をし、安心・安全な水の安定供給の対策とするものであります。以上提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第25号平成20年度辰野町上水道事業会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するに異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。日程第28、議案第26号平成20年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

それでは議案第26号平成20年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第1号)について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ635万円を加え、歳入歳出予算の総額を15億3,243万1,000円とするものであります。6ページをご覧ください。繰越金を635万円増額しました。続いて7ページをお願いいたします。歳出では02目、水処理センター管理費で需用費

内、マンホールポンプ修繕料として85万円を追加、工事請負費では水処理センターのぼっ気機変速機2台のオーバーホールとして、550万円を追加いたしました。以上提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第26号、平成20年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。日程第29、議案第27号平成20年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第27号平成20年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第1号)について提案の理由を申し上げます。1ページをご覧いただきたいと思います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億991万9,000円とするものであります。詳細について申し上げます。7ページをご覧ください。歳入につきましては、県の負担金として150万円を追加いたしました。続いて8ページをご覧ください。歳出では水処理施設管理費の内、北部地区水処理施設管理費の工事請負費として150万円を追加いたしました。これは国道153号線徳本水ミニバイパス工事に伴う県の補償に伴う、公共ます5基の移設工事の分であります。以上提案理由を申し上げます、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第27号、平成20年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。日程第30、議案第28号平成20年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第28号平成20年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,209万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億8,398万8,000円とするものでございます。内容につきましては6ページをご覧ください。歳入の繰越金につきましては前年度の繰越金1,199万1,000円の増額補正でございます。次に7ページの諸収入の指定公費収入金でございますが、前期高齢者の内、70才から74才の被保険者に掛かる一部負担金の1割を軽減する特例措置によります、公費10万円の増額でございます。次に歳出につきましては、8ページの総務管理費の保険者事務協同事業委託料20万円、国保連合会負担金81万5,000円は、国保連合会への支出金関係の委託形態が変わったことによる減額補正でございます。9ページの療養諸費の審査支払手数料178万円は、概算額が示されたことによる増額補正でございます。10ページの償還金及び還付加算金1,122万6,000円は19年度退職者医療療養給付費実績による社会保険診療報酬支払基金への交付金超過額の返還金でございます。雑支出金の指定公費支出金10万円は歳入で受けたものを、保険給付するものでございます。以上提案理由を申し上げましたので、ご審議の上原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（13番）

9ページの審査支払手数料を概算額示されたということなんですけれども、大幅な増額になっているんですけれども、これはどのような事情によるものでしょうか。

○保健福祉課長

さきほども申し上げましたが、支払い関係の委託関係が今までの情報センターから国保連合会に代わりましたことにつきまして、当初予算は情報センターの資料にもとづいて行っておりましたが、ここで国保連合会から額が示されたことによります増額でございます。

○議 長

質疑、討論を終結します。これより、議案第28号、平成20年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。日程第31、議案第29号平成20年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第29号平成20年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第1号）について提案の説明を申し上げます。1ページをお開きください。第2条であります但予算第3条に定めた額であります、さきほど議案第23号において承認いただきました見舞金を払うものであります。保険金と見舞金の支払い50万の支出であります。それから第3条であります、予算第4条に定めた金額ですが、1,000万の減額補正をするものであります。内訳についてであります、6ページをご覧いただきたいと思ひます。収益的収入及び支出の内訳であります、収入の方でありますが見舞金の支払い、保険金できますので保険金50万円の補正であります。7ページであります、さきほど承認いただきました50万円の見舞金の支払いであります。8ページであります、資本的支出ということで19年度末で購入済みのもの2件を減額、それから新たにここにきて機械が不具合が生じました。全自動血圧凝固測定装置であります、新たに購入したいと思ひます。以上説明であります。原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○宮下（6番）

只今、50万円の件は保険金で収入があったということで理解しましたが、この数字以外ですけれども、今辰野病院でこうした訴訟問題等を受けている件数はどのくらいあるか教えてもらいたいと思います。

○辰野病院事務長

訴訟の件数であります、これを含めて2件であります。

○宮下（6番）

分かりました。

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第29号、平成20年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。日程第32、議案第30号平成20年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○福寿苑事務長

それでは議案第30号平成20年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。1ページをお開きください。今回は73万円の減額補正をお願いし、歳入歳出の総額を2億5,427万9,000円とするものであります。それではその内容を申し上げます。6ページをお開きください。まず歳入では平成19年度の決算によりまして発生した繰越金ですが、当初見込みを下回ったため114万6,000円の減額補正をお願いするものであります。続いて7ページをお開きください。サービス収入の内、利用者負担額について年度内に収入にならなかった分を過年度分として見込んだものであります。次に歳出ですが、一般管理費の内、需用費は不用減額、備品購入費は施設内で使用する車椅子が老朽化して使用に耐えられないため更新するものであります。最後に9ページの予備費ですが、備品購入費の財源として減額補正するものであります。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○船木（8番）

車椅子の購入、この更新というのは理解できます。28万とありますのは何台なのか。併せて車椅子の充足率っていうようなものがあるのかないのかそのへんもあわせてお願いいたします。

○福寿苑事務長

車椅子ですけれども、台数は2台を見込んでおります。それから最近の施設なりで使います車椅子につきましては、非常にグレードがアップしております。1台基本的には20万前後というふうに見込んではおりますけれども、いろいろの交渉等によりまして精一杯業者さんにはがんばっていただいて割引をしていただいて、2台というふうになります。なお充足率の関係につきましては、施設でお年寄りが殆どの約8割の皆さんが車椅子を利用している中で、やはりそのお年寄りの身体の症状に応じて使用するということで、車椅子のグレードの中でもどういったものが適用するかということが基本になってまいりますので、率というものは基本的には決まっております。以上です。

○議 長

質疑、討論を終結します。これより、議案第30号、平成20年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。日程第33、議案第31号平成20年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

平成20年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第1号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ289万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,388万2,000円とし有線放送施設の老朽化した機器の更新を行いたいとするものであります。詳細につきましては6ページをお開き

いただきたいと思います。歳入では繰越金を289万円増額をさしていただきました。歳出におきましては、7ページをお開きください。総務費の01目、一般管理費の27節で公課費の4万円につきましては、地方消費税の確定したことによります増額でございます。02目の維持管理費、11節の需用費の修繕料につきましては、老朽化してきております有線の各家庭の端末機の修繕がかさみまして、これに対処するための15万円の補正でございます。それから18節、備品購入費でございますけれどもこちらにつきましては12年経っておりますモーター、デッキ等を含めた編集機器の一式の購入でございます、部分的には修繕で対処してきたわけでございますが、修繕に堪えられなくなって部品のないという物も出てまいりましたので、ここで一式を購入をさしていただきたいと思いますものでございます。ご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○船木（8番）

備品購入編集機器一式ということですが、270万という額がその妥当であるかどうかということは、素人の私には分かりません。こういうものは見積書を何社ぐらいから取って妥当という数字を出しているのかどうなのか、そのへんをお聞きします。

○まちづくり政策課長

現在のところは、まだ入札というところではありませんので概算見積もりという形で取らしていただきまして、その中にはモニターですとかデッキですとかスピーカーそういうものが全て含まれた一式でございます、主にはノンリニア編集機と言いますけれどもこれが136万円ほど、が一番大きなウエイトを占めるものでございます。入札につきましては細部の見積もりを競争入札で取らしていただいて、入札ということになります。

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第31号平成20年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。日程第34、議案第32号辰野町土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第32号辰野町土地開発公社定款の変更について提案理由を申し上げます。郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴いまして「公有地の拡大の推進に関する法律」が一部改正となりました。土地開発公社の定款につきましては、この公拡法と申しますこの法律に基づきまして、定款を定められているところでございます。それと土地開発公社の経理について、これは総務省からの通知でございますが、こちらの一部改正に伴いまして、辰野町土地開発公社の定款の一部を変更したいとするものでございます。辰野町土地開発公社定款の一部を変更する定款といたしまして、第7条第5項中でございますけれどもここは監事の職務を規定している部分であります。今まで民法第59条を準用していたところ、それがなくなりました関係で公拡法の16条第8項を準用させていただくものでございます。その続きへ第16条第1項中の損益計算書の関係でございますが、これが経理の帳票これは土地開発公社の経理についての通知でございますが、現在は「損益計算書」だけでございますが、その帳票の中に「キャッシュ・フロー計算書」を加えろというものでございます。同じく第20条につきましても資産の運用に関しまして、今まで運用財産が入っていたわけですが今回の通知におきまして、「運用財産」を削るということでございます。23条中はさきほどと同じ損益計算書の帳票に加え「キャッシュ・フロー計算書」を加えるものでございます。また第25条第2号中の郵便貯金につきましても郵政民営化法の施行に伴う関係法律の整備の関係で業務上の余裕金の運用から「郵便貯金」が除かれるというものでございまして、これを削除するものでございます。この定款の議決をいただきますと、長野県知事の認可をいただく関係で附則といたしまして、施行日は知事の認可日ということになります。第7条の5項に関しましてはこれは公拡法の関係で20年の12月1日が施行となります。ご審議の上ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより、議案第32号辰野町土地開発公社定款の変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。日程第35、議案第33号辰野町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは議案第33号辰野町教育委員会委員の任命について説明を申し上げます。本議案は任期満了により新たに教育委員を任命することについて議会の同意をお願いするものであります。平成20年9月30日付けをもって一ノ瀬一敏、原美子、両教育委員の任期が満了いたします。両委員には1期教育行政にも心血を注いでいただき心より御礼を申し上げます。今回再び一ノ瀬一敏、原美子、両氏を適任者と認め任命しようとするものであります。一ノ瀬一敏氏におかれましては、地域や学校スポーツに関心が高く、特に高校野球において県の高校連審判長を長年に亘り努め、全国大会の甲子園大会にも審判を経験され活躍した中で、生涯学習や社会体育に豊かな見識があり教育委員として適任と考えます。原美子氏におかれましては、子育てや青少年の育成等に関心が高く青少年健全育成推進委員副会長、児童民生委員として活躍され、また県女性教育委員の理事副会長を務め学校教育や青少年問題に豊かな見識があり、教育委員として適任と考えます。両氏の任命についてご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議 長

これより質疑を行います。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結します。これより、議案第33号辰野町教育委員会委員の任命について

を採決いたします。本案は原案のとおり同意するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第33号は、原案のとおり同意することに決しました。日程第36、議案第34号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

それでは引き続き議案第34号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案を申し上げたいと思います。人権擁護委員は現在5名の方で構成されており、任期は3年となっております。今回提案申し上げますのは、平成20年12月31日に任期満了を迎える樋口兵次氏と村上徳氏の後任についてであります。樋口氏につきましては現在、伊那人権擁護委員会協議会こども人権部会のこどもの専門委員の職にあり、また村上氏につきましても現在、長野県人権擁護委員連合会の人権問題委員と伊那人権委員協議会の人権問題対策委員を歴任されており、両氏とも意欲的にまた積極的に人権擁護委員の仕事に取り組んでいただいております。人権擁護委員として適任者でありますので、再度次期委員として法務大臣に推薦したいと考えております。今回人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるべくご提案を申し上げ、よろしく審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。以上であります。

○議長

これより質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結します。これより、議案第34号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。日程第37、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告事

項がありますので、お聞き取り願います。報告第1号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成19年度財政指標等の報告を求めます。

○まちづくり政策課長

それでは報告第1号といたしまして平成19年度の財政健全化判断比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、報告を申し上げます。現在は暫定値となっておりますので、確定は11月の予定でございますが、県の方の指導は終わっておりますのでおおむねこの数字でまいるかと思っておりますのでよろしくご含みをいただきたいと思います。指標名につきましては実質赤字比率でございますけれども、一般会計を対象といたしました実質赤字の標準財政規模、左側の下の段でございますけれどもこれに対する比率でございます。この標準財政規模につきましては、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示すものでございまして、当町は55億6,149万4,000円でございます。この実質赤字比率につきましては一般会計等を対象としたものでございまして、赤字額が出ておりませんのでバー（－）表示となっております。続いての欄でございますが、連結実質赤字比率でございますが、こちらにつきましては、全会計を対象といたしました実質赤字額の言うなれば資金不足額の標準財政規模に対する比率を表すものでございますが、こちらにつきましても赤字額が出ておりませんのでバー表示となっております。それから実質公債費比率でございますが、こちらにつきましては一般会計等が負担をいたします元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率となっておりますが、これが今年度は3箇年の平均ということになりますので20.7%ということになりました。それから将来負担比率でございますが、こちらにつきましては一般会計が将来負担すべき企業会計、他会計への実質的な負債の額でございますが繰り入れをする負債の額でございますが、標準財政規模に対する比率ということございまして102.9%という数字となりました。この法律に基づきます早期健全化基準は実質赤字比率では14.66%、連結実質赤字比率では19.66%ということで、こちらは標準財政規模の額によりまして町村毎異なっておりますので、当町の場合の数字でございます。実質公債費比率につきましては25%が早期健全化基準でございます。将来負担比率につきましては35%という健全化基準でございます。財政再生基準はご覧のとおり左の方から実質赤字比率が20%、連結赤字比率が40%、実質公債費比率は35%という基準でございますけれども、いずれにつきましても辰野町

はそちらの方には入っておりませんので、健全財政と言えるかと思います。1枚めくっていただきまして裏のページをご覧をいただきたいと思いますが、こちらの方がもう1指標決められております、公営企業会計における資金不足比率について地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、報告をさせていただきますのでございます。これも同じく暫定値ということでお取りはからいをいただきたいと思いますが、法適用企業におきましては、辰野町では上水道事業会計と辰野総合病院事業会計がございしますが、こちらの会計いずれも資金不足額は出ておりませんで、剰余額でございます。そこにございますように上水道では4億9,833万4,000円、病院会計では3億9,616万6,000円が剰余額となっておりますので、資金不足比率、右から2段目の欄でございますがそこはバー表示となっております。こちらの経営健全化基準は20%でございます。法の非適用企業で企業会計の関係でございますが、辰野町では辰野町簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、特定環境保全公共下水道特別会計、農業集落排水処理施設特別会計があるわけでございますが、こちらにつきましても資金不足額は出ておりませんでいずれも剰余額となっております。ご覧のとおりでございますして、資金不足比率はそういうことで出てまいりませんので、バー表示となっているわけでございます。以上が地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく数値でございますして平成19年度の決算を基にしたの、数字でございます。財政指標の報告とさせていただきますけれども、他の財政指標等もございしますので、その細部につきましては全員協議会の中で再度報告をさせていただきます予定にさせていただきますだけだと思います。一応報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長

ただ今報告がありましたが、報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑をおこないます。

○岩田（11番）

標準財政規模は私は55億って理解していましたが、これの計算方法と今後これがですね規模が小さくなることによって公債費比率などに与える影響についてちょっと教えていただきたいと思いますが。

○まちづくり政策課長

この標準財政規模の方ですね、計算式がございまして基準財政収入額から地方譲

与税ですとか、交通安全の交付金を引いたものに75分の100を掛けて、そして更にさきほどの地方譲与税とか交付金それから普通交付税を加えたものがこの数字になりまして、ご承知のように普通交付税が年々減ってきておりますので、この規模が小さくなってまいります。そうしますと分母が必然的に小さくなるわけでありますので、比率は若干上がるかと思いますが、それになんて言いますか、うちの方の財政健全化計画ではですね、それを見越しながら健全財政を一応維持するように特に実質公債費比率については注意を払いながら進めてまいりますのでよろしく願いいたします。

○議長

他にございますか。

○根橋（13番）

辰野病院の件でございますけれども、今回の決算書240ページでいくと単年度、貸借対照表でいきますと剰余金はマイナス2億2,900万余ということになっているわけなんです、このところ3億9,600万にがしってという点のこの表現って言いますかね、これちょっと分かりにくいわけですが、これどういうことになるのでしょうか。

○まちづくり政策課長

少し細かい資料を今持ち合わせておりませんものですからあれですけれども、この資金不足額でありますけれども、こちらの方はですね一時借入金とかですねそういうものが発生した場合にはここへ数字が載ってまいりますけれども、現在の病院のところは一般会計からの繰り入れ、それから今までの積んであった部分で賄っておりますので、現在のところは単年度決算では赤字ですけれども、こちらの数字には影響をしないというようなそういう状況でございます。

○議長

よろしいですか。

○根橋（13番）

はい。

○議長

質疑を終結します。日程第38、請願・陳情についてを議題とします。請願・陳情については、あらかじめ文書表を配付してあります。ここで、事務局長に文書表を

朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表朗読)

○議長

以上、陳情2件については、所管の委員会へ審査を付託することにいたします。
以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

11. 閉会の時期

9月2日 12時 07分 散会

この議事録は、議会事務局長 桑沢高秋、庶務係長 飯沢誠の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番